

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同法同条同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和2年2月28日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
(有)インテリア・ケイ	小池 貞二	沼津市上香貫榎島町 1356-8	(般-27) 第 31264 号	平成 28 年 1 月 4 日
(有)八木工務店	八木 重次	沼津市下香貫宮脇 323-3	(般-29) 第 27205 号	平成 29 年 7 月 1 日
(有)昌栄工務店	上田 昌治	沼津市大岡 2934-13	(般-27) 第 30878 号	平成 27 年 5 月 1 日
(有)カナエ工務店	菅沼 逸博	沼津市大岡 4077-18	(般-28) 第 16677 号	平成 28 年 6 月 30 日
(株)創美	多田 明生	三島市加屋町 2-2-202	(般-27) 第 30872 号	平成 27 年 5 月 1 日
(有)佐藤土木	佐藤 市郎	駿東郡長泉町桜堤 1-7-1	(般-27) 第 14319 号	平成 27 年 4 月 18 日